

平成 14 年 4 月 22 日

社団法人 日本民間放送連盟

知的財産戦略に関する提言

デジタル化ネットワーク化の急速な進展にともない、DVD やインターネットなど新たな媒体が発達し、コンテンツ（ソフト）の流通の可能性が拡大している。世界市場でのシェアトップを占めるアニメーションをはじめとして、近年は日本のコンテンツが世界で受け入れられるようになってきた。一方で、新たなデジタル環境のもとでは、パッケージ系においてもネットワーク系においても、国際的に様々な海賊行為が横行している。コンテンツの適正な保護と円滑な流通は、知的財産戦略として重要な意味を持っている。

今般の知的財産戦略の動きに対しては、関係各方面からもすでに海賊版対策など各様の提言がなされており、放送関係からみても同様の認識をもつものであるが、日々大量のコンテンツを制作し、放送し、メディア展開を図る民間放送事業者としては、今回はとくにコンテンツ流通の前提となるコンテンツの保護の枠組みと、関係者の合意形成を踏まえた諸般の環境整備などについて、下記のとおり提言する。

[コンテンツへの海賊行為に対する国際的対応の必要性]

新たな技術の進展により、世界規模の海賊行為が横行しており、コンテンツの流通を図るには、現今の環境下におけるコンテンツ保護の確立がまず必要である。

こうした問題に対応するために、国際的には、二国間の交渉を通じて、相手国の刑事機構による海賊掃討の実現が重要である。とりわけ、パッケージ系のコンテンツに対する海賊行為にはこの観点からの対応が必要不可欠である。

一方、ネットワーク系での海賊行為については、世界知的所有権機関（WIPO）が、WIPO インターネット条約と総称される 2 つの条約（WIPO 著作権条約と WIPO 実演・レコード条約）を 1996 年に成立させている。しかしながら、この 2 つの条約では「視聴覚的実演」や「放送事業者」の権利保護等が取り扱われておらず、国際条約としては不十分なものに終わっている。

国内においては、今通常国会で著作権法が改正され、「視聴覚的実演における実演家

の人格権」「固定されていない放送の送信可能化権」が条約に先駆けて規定化されるが、わが国のコンテンツは、諸外国のWebサイトにおいて広範囲な海賊行為にあり、国内法とともに、国際条約による対応が必須な状況にある。日本は、これまでに、WIPOにおいて独自の条約提案を行うなど議論の促進に大きく貢献してきたが、現段階では、放送されるコンテンツの保護などにつながる新条約の成立時期の目途は立っていない。知的財産権分野における国益の確保の観点からも、放送事業者等の保護を図る新条約の早期成立が必要と考える。

[市場ニーズに応じた柔軟なコンテンツ流通のための環境整備]

新たなメディアでのコンテンツ流通を考える際、権利保護の確立とともに、流通に関わる関係者の合意形成にもとづく環境整備が望まれる。これについては、民間レベルで取り組むテーマとして様々な研究・検討が行われているが、行政レベルでも、関係各省庁が連携を取りながら、本年4月1日に本格的にスタートした著作権等管理事業法のスムーズな運用等を通じた強力なバックアップを切にお願いしたい。関係者の合意形成が進むことで、コンテンツが新たな市場で柔軟に流通する可能性が高まることは、日本の知的財産戦略上有意義なことと考える。

[放送のデジタル化にともなうコンテンツ保護政策の必要性]

国内においては、放送のデジタル化が国策として進められており、コンテンツの保護のために、デジタル化に対応したコピー制御等の技術規格の検討が行われている。しかしながら、番組コンテンツの保護のために、放送波にコピー制御信号を重畳する等の方策を採った場合にも、これに反応しないいわゆる“無反応機器”が諸外国で製造されて国内外に出回ると、わが国のコンテンツ産業のみならず電気・電子機器産業も多大な被害を被るおそれがある。そのため、関係業界においては、コピー制御と暗号化等の技術的な限定受信方式を併せて実施することが検討されている。

放送のデジタル化の成否を掛けた真剣な取り組みが進む中で、安全なコンテンツ流通を第一に考えるのであれば、技術的対応とともに、著作権法・不正競争防止法の改正や新規の立法によって、“無反応機器”に対する法的措置を講ずることが必要である。

以 上